令和２年９月２日

宮崎県知事河野俊嗣　殿

宮崎県日向市浜町３丁目２９番地
黒木紹光

要請書

株式会社コーソクによる企業犯罪につき、次の通り要請します。

第１　要請の趣旨

本件企業犯罪による宮崎県の社会秩序崩壊及び無法状態を回復するために、最終的な責任を担う知事という立場にいる者として、当たり前のことを速やかに対応されたい。

第２　要請の理由

１　経緯

（１）私は、２０１８年１２月から、コーソク元従業員による内部情報の提供をきっかけに、知人と共に、株式会社コーソクの企業犯罪を追及してきました。犯罪とは、不正軽油（軽油と灯油を５０％ずつミックスした燃料）製造使用、都市計画法違反、産業廃棄物不法投棄など、広範囲かつすべて１０年以上の長期間にわたって積み重ねているものです。

（２）不正軽油製造使用については、知人が２０１９年２月に不正軽油を実際に給油していた元タンクローリー運転手から直接話を聞き、その時の会話を録音しました。早速監督官庁である県税事務所に証言録音を添えて情報提供したところ、録音等の証拠を預かり、甲斐勝久副主幹と清勝成主事は、その後日向市を数回訪れ独自の調査をしました。

知人は、２０１９年４月１５日朝、コーソクが経営するＥＮＥＯＳ日向木協ＳＳ（日向市日知屋 16464-8）の西向かいあるパン屋にいたところ、偶然同店舗駐車場に２名の県税事務所職員（甲斐勝久副主幹と清勝成主事）もいました。間もなく、コーソクのタンクローリーが木協ＳＳに来て灯油を給油したので尾行することにしました。尾行の途中で交差点の赤信号で停止した時、県税事務所職員の車と横並びになり、この時同様に尾行していることが分かり、県税事務所職員が車の中から手を振るので手を振って答えました。その時、知人は、タンクローリーが現場で重機に給油している写真を撮りました。清主事からそ

の日に電話があり、その写真を提供して欲しいと頼まれたので送りました。
（３）また、２０１９年４月、県税事務所職員２名（甲斐勝久副主幹と清勝成主事）は、元タンクローリー運転手の現在の勤務先である日向市内のガソリンスタンドを訪れ、元タンクローリー運転手と、スタンドの事務所で約３０分間面談しました。不正軽油に関わる仕事内容やタンクローリーの管理に関することなどをヒアリングしました。この時、二人は、元タンクローリー運転手に、「不正軽油は重機に使用する場合でも関係なく脱税になります。完全にアウトですよ」と言って説明しています。
（４）２０１９年５月末、県税事務所職員２名（甲斐勝久副主幹と清勝成主事）は、知人に対して「調査は全て終わりました。いつでも踏み込む態勢はできました。この後、県警と協議して進めます。」と報告しました。
　ところが、知人は、７月１２日、社民党県議会議員太田清海氏より、太田氏が本件について県税事務所職員４名から面談で聞き取った内容の報告を受けましたが、県税事務所職員は、太田氏に対して「大した脱税額でもないんですよ。」と説明したそうです。つまり、１ヶ月余りの間に、県税事務所の態度は豹変したのです。
　因みに、県税事務所職員が「大した脱税額でもないんですよ。」と言った脱税額は、元タンクローリー運転手の証言から試算すると少なくとも年間約６００万円になります。
（５）一方、７月初め、コーソク西村賢一社長が、最初に私と知人に内部情報を提供した元従業員の自宅にやってきて、「お前がいろいろ内部情報を流しているだろう。県も県警も俺の思い通りになっとぞ。」と豪語したそうです。
（６）尚、私は、２０１９年５月７日、延岡市富美山町青葉台のコーソク開発地に、コーソクグループのあさひ生コン延岡工場から、生コン残渣をトラック５０～６０台分不法投棄した元コーソク従業員と共に延岡保健所を訪れ、岡田守道副主幹と面会しています。
　そして、５月９日、文書で、コーソクグループの生コン工場６箇所の一斉調査を要請しましたが、５月１７日、「現時点では、生活環境に大きな影響を及ぼす状況にはないことから、ご提案のあった調査の実施は考えておりません。」との回答が送られてきました。
　この回答で判断する限り、不法投棄という事実に関係なく、「現時点で生活環境に大きな影響を及ぼす状況になければ、不法投棄を見て見ぬ振りをする。」ということになります。

２　県とコーソクの癒着

本件事件の本質は、コーソクという一企業と宮崎県の癒着、さらに、その癒着関係を守る宮崎県警と検察という利権共同体が成す構造的腐敗です。

県は、情報提供を受けて、自らも調査し、元タンクローリー運転手からも聞き取りをし､｢調査は全て終わりました｡いつでも踏み込む態勢はできました｡」と言いながら、その後１ヶ月余りの間に「大した脱税額でもないんですよ｡」と言うほど豹変しました。

コーソク西村賢一社長の「県も県警も俺の思い通りになっとぞ｡」という台詞と重ね合わせると、県が、コーソクの犯罪（脱税）を黙認したことは間違いありません。最早、宮崎県は、社会秩序が崩壊し、無法状態と化しています。この第一の責任は、宮崎県にあります。

さて、県税事務所と県警及び宮崎地検は、本来自ら進んで犯罪を揉み消す直接的な理由がありません。揉み消す理由があるとするなら、犯罪企業と結びついた政治権力しかありません。コーソク社長西村賢一氏の「県も県警も俺の思い通りになっとぞ！」という大胆不敵な言葉は、かなり高い立場の政治家が、コーソクの犯罪行為を後押ししていることを意味しています。

３　職務犯罪

本件犯罪の揉み消しないし黙認行為は、犯人隠避（刑法第１０３条）に該当します。少なくとも、犯罪の揉み消しないし黙認に関わった職員は、結果として、刑事訴訟法第２３９条第２項「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない｡」に違反し、地方公務員法第２９条（懲戒）第２項「職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合」に該当することは間違いありません。

また、脱税黙認によって宮崎県が被った損害は、県の背任によってもたらされたものです。背任罪（刑法第２４７条）の要件を満たします。

４　責任の所在

また、私は、２０１９年５月１８日付で貴殿に本件犯罪情報を提供する書簡を送っています。つまり、貴殿は、この時点で、コーソクによる不正軽油製造使用について把握しています。当然、この重要情報について、県税事務所からも報告を受けている筈です。

以上説明した通り、宮崎県の社会秩序崩壊及び無法状態の第一の責任が、県

のトップである貴殿にあることは言うまでもありません。

第３　要請

１　監督官庁としての責務

本件企業犯罪に関わる監督官庁である県税事務所は、本来の業務責任を遂行し、即日（遅くとも５日以内に）、株式会社コーソクに対してしかるべき処分及び訴追等を実施してください。

また、本件犯罪の揉み消しないし黙認行為に関わった職員及び管理職の責任を明確にし、しかるべき処分を実施してください。

２　謝罪と説明責任

本件犯罪の揉み消しないし黙認行為は、宮崎県民に対する背信であり、社会秩序崩壊及び無法状態を招く反社会的行為です。

宮崎県の最高責任者として、宮崎県民に対して１４日以内に会見を開き、真実を公表して謝罪をし、本件事件に対して、どのように対応するのか、その理由は何か、説明責任を果たしてください。

３　最終責任

われわれ国民は、権利の行使に際し、公共の福祉に反しないことを求められ、立場によって大小があるにせよ皆社会的責任を担っています。一方、貴殿は、公人であり、宮崎県のトップです。したがって、一般の国民とは比べ物ならない程重い社会的責任を担っています。本件反社会的行為及び県民への背信行為は、許されることはありません。

県民が納得する対応をお願いします。

以上